特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	小児慢性特定疾病医療費の助成等に関する事務につい ての基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府は、小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府知事

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務					
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の助成等に関する事務					
②事務の概要	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や小児慢性特定疾病にかかっている事実等を証明する登録者証の交付並びに副本登録等。					
③システムの名称	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファ	イル名					
小児慢性特定疾病医療	費助成受給者ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条					
4. 情報提供ネットワ	一クシステムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 (情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 26、56の2、87、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条、第44条、第59条の3					
5. 評価実施機関にお	さける担当部署					
①部署	大阪府健康医療部保健医療室					
②所属長の役職名	室長					
6. 他の評価実施機関	g					
7. 特定個人情報の 原	開示·訂正·利用停止請求					
請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-7083					
8. 特定個人情報ファ	・イルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-7083					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和6年3月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		16年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関につ		重点項目詞	平価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 項目評価書において、	及び全項目評価書		
載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
2. 特定個人情報の人手(情報提供る	ベットリークシスト	アムを通じ	た人手を除	〈選択肢〉			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		へ (はいない) 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	青報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	きを除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	る る		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	D接続		[]接絲	売しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
8. 監査								
実施の有無	[O] É	己点検	[0]	内部監査	[] 外剖	3監査		
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[+	-分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな			

変更箇所

変更日	項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5②所属長の役職名	室長 秦 光広	室長	事後	様式改正の対応
平成31年2月28日	I 関連情報 7 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子・援護グループ 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6698	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6698	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 8 連絡先	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 母子・援護グループ 〒540-0570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館 06-6944-6698	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 母子グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館 06-6944-6698	事後	
平成31年2月28日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	室長 秦 光広	室長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年2月28日	Ⅳ リスク対策	_	評価書のとおり	事後	様式改正に伴う追加
令和2年5月29日	I 関連情報 1③システムの名称	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内 統合宛名システム、中間サーバー、住民基本 台帳ネットワークシステム	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統 合宛名システム、中間サーバー、住民基本台 帳ネットワークシステム	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号 の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第7条第2号及び第3号	・番号法第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第7条第1号及び第2号	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第二 9の項●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第7号並びに別表第二 26及び56の2及び87の項●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務令第7号)第19条第1号二及び第2号から第5号まで第44条第1号二及び第2号から第5号まで第44条第1号二及び第2号から第5号まで第	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 9の項・番号法第19条第7号及び別表第二 9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 【情報提供の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の頃・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号二及び第2号から第6号まで第30条第2号 第44条第1号二及び第2号から第6号まで第59条の3第3号口	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 7 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6698	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-7083	事後	「小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務」が母子 グループから難病認定グ ループに移管
令和2年5月29日	I 関連情報 8 連絡先	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 母子グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館 06-6944-6698	大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大 阪府庁本館 06-6944-7083	事後	「小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事務」が母子グループから難病認定グループに移管
令和5年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第7条第1号及び第2号	・番号法第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第7条第1号及び第3号	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令 上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条 【情報提供の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二 26、56の2、87の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号二及び第2号から第6号まで第30条第2号第44条第1号二及び第2号から第6号まで第59条の3第3号ロ	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条第8号及び別表第二 26、56の2、87の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号二及び第2号から第6号まで第30条第1号二及び第2号から第6号まで第59条第1号二及び第2号から第6号まで第59条第1号二及び第2号から第6号まで第59条の3第3号ロ第44条第1号二及び第2号から第6号まで第59条の3第3号ロ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月28日	I 関連情報 7 請求先	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-7083	大阪府府民文化部府政情報室情報公開課公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066 大阪府健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-7083	事後	
令和6年4月1日		小児慢性特定疾病医療費の助成に関する事 務についての基礎項目評価書	小児慢性特定疾病医療費の助成等に関する 事務についての基礎項目評価書	事前	
令和6年4月1日		児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療 費の負担軽減を図るため、その医療費の自己 負担分の一部を助成する。	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める 小児慢性特定疾病にかかっている児童等につ いて、健全育成の観点から、患児家庭の医療 費の負担軽減を図るため、その医療費の自己 負担分の一部を助成する。支給認定に際して は、患者の属する世帯の住民税の課税状況に 成亡、自己負担限度額を決定する。その他、医療 受給者証等に互映させる。特定個人情報ファ イルは、次の事務に使用する。支後認定申請 の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や申請が認定された場合の医療受給者証や申請が認定された場合の医療受給者証や中場性特定疾病にかかっている事実等を証明する登録者証 の交付及び副本登録等。	事前	
令和6年4月1日	3.個人番号の利用 ②法令上 の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の7の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号)第7条第1号及び第3号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の7の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条	事前	
令和6年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照金の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 【情報提供の根拠】・番号法第19条第8号及び別表第二 26、56の2、87の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号二及び第2号から第6号まで第30条第1号口、第2号及び第3号口第44条第1号二及び第2号から第6号まで第50条の3第3号口第550条の3第3号口第50条の3第3号口	(情報照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二 9の項 ・番号法第1表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第8条 (情報提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二 26、56の2、87、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、第30条、第44条、第59条の3	事前	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	更新
令和6年4月1日	8.監査	[O]自己点検 [-]内部監査 [-]外部監査	[O]自己点検 [O]内部監査 [-]外部監査	事後	追加